

宇治市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、予算の範囲内において、住宅の所有者又は居住者（賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者をいう。以下同じ。）からの申込みに基づき京都府木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を派遣して耐震診断を実施することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者をいう。

(派遣対象住宅)

第3条 耐震診断士派遣事業の対象となる住宅（以下「派遣対象住宅」）は、宇治市内に存する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの
- (2) 住戸の延べ床面積の2分の1以上の床面積が住宅の用に供されている木造住宅（長屋又は共同住宅にあっては各住戸のいずれもが延べ床面積の2分の1以上の床面積が住宅の用に供されているもの）とする。
- (3) 簡易耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編集の誰でもできるわが家の耐震診断により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。）の評点の合計が9点以下であること。
- (4) この要項に基づく補助金の交付又は国若しくは京都府その他の公的機関から耐震診断に関する補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 国、地方公共団体その他の公的機関が、建築物の全部又は一部を所有又は区分所有していないこと。

(派遣の申込み)

第4条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、宇治市木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第1号又は様式第1号の2）により市長に申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者の住宅が一戸建て以外の住宅であるときは、当該住宅の全住戸の所有者又は居住者が、同時に耐震診断士の派遣を申し込まなければならない。
- 3 前2項の場合において、住宅の居住者と所有者とが異なるときは、当該居住者及び所有者のうち申込者以外のものが耐震診断を受けることに同意する旨の宇治市木造住宅耐震診断士派遣同意書（様式第2号。以下「派遣同意書」という。）を提出しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）を決定したときは、宇治市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）によりその旨を当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定通知書の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

- 第6条 派遣対象者は、決定通知書を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに宇治市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、派遣対象者の住宅が一戸建て以外の住宅であるときは、当該住宅の全住戸の派遣対象者が、同時に辞退届を提出しなければならない。
 - 3 第1項の場合において、第4条第3項の規定に基づき派遣同意書が提出されているときは、当該派遣同意書を提出した者が耐震診断士の派遣を辞退することについて同意する旨の宇治市木造住宅耐震診断士派遣辞退同意書（様式第5号）を提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

- 第7条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。
- （1）虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
 - （2）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、宇治市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書（様式第6号）により決定を取り消した派遣対象者に通知するものとする。

（派遣診断士の派遣）

- 第8条 市長は、第5条第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

- 第9条 派遣診断士の派遣に要する費用は、1戸（長屋又は共同住宅にあつては1住戸）当たり消費税及び地方消費税相当額を含め55,000円とし、そのうち、宇治市は、消費税及び地方消費税相当額を含め52,000円を負担するものとする。

（派遣対象者の費用負担）

- 第10条 派遣対象者は、前条に定める費用のうち、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め3,000円を、建物調査終了直後、派遣診断士に支払うものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

- 第11条 市長は、耐震診断の結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（派遣診断士の守秘義務等）

- 第12条 派遣診断士は、当該耐震診断に関し、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。
- 2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - （1）耐震診断に関し、派遣対象者から第10条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。
 - （2）派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第 1 3 条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(施行の細目)

第 1 4 条 この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇治市建築物耐震改修促進計画が改定されるまでの間は、第 1 条中「宇治市建築物耐震改修促進計画」とあるのは、「京都府建築物耐震改修促進計画」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 3 0 年 7 月 1 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 1 号中「昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工され、現に完成しているもの」とあるのは、当分の間「昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工され、現に完成しているもの又は平成 3 0 年 6 月 1 8 日以後に発生した地震により被害を受けたことについて、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 9 0 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書により証明されているもの」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和元年 1 0 月 8 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 令和元年 9 月 3 0 日以前に木造住宅耐震診断士の派遣が完了した木造住宅耐震診断事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に改正前の宇治市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。